



## いずみ市民生協の団体ケガ保険 (団体総合生活保険)

団体契約だから保険料が割安です。  
約**24%**  
割引適用

※(1-団体割引|20%)×(1-損害率による割引|5%)

# 自転車向けプラン

Point  
1

大阪府では  
自転車保険の加入が義務付けられています!

Point  
2

おかげさまで多くの組合員様にご加入いただき、  
割引が約**24%**  
年齢に関係なく毎月**500円**  
(Aタイプ)

おすすめ

被害者になっても心強い!

(弁護士費用等補償) Sタイプのみ



### 保険期間

2025年6月1日午後4時から2026年6月1日午後4時までの1年間

募集期間: 2025年4月6日から2026年4月5日

この保険は、大阪いずみ市民生活協同組合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として大阪いずみ市民生活協同組合が有します。 ※当生協では、共済と保険を取り扱っています。この商品は保険です。

### 加入方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

前年同等プランで更新される方

今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります)。

新規ご加入の方、変更を希望される方

「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、大阪いずみ市民生活協同組合へご提出ください。加入依頼書の記入方法等につきましては、「加入依頼書の記入例」をご参照ください。

### お申込み締切日と補償開始日

- ①お申込み締切日: 毎月5日 ②補償開始日: お申込み締切日の翌月1日  
③初回保険料の口座振替日: 補償を開始した翌月より、毎月6日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

①加入依頼書お申込み締切日 毎月5日	②補償開始日 ①の翌月1日	③初回保険料の口座振替日 ②の翌月6日	④契約更新日 6月1日
-----------------------	------------------	------------------------	----------------

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

### お問い合わせ先 取扱代理店

大阪いずみ市民生活協同組合 ☎ 0120-015-837

〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町2-2-15 受付時間/月~金 9:00~17:00 定休日 土・日

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社 関西法人営業部 公務チーム

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-5-12 ☎ 06-6203-0518(受付時間:平日9:00~17:00)

スマホから  
でもご加入  
いただけます。



# 通勤通学で自転車に乗っていませんか？

大阪府では

**自転車保険の加入が義務付けられています！**



## ご存知ですか？自転車事故の実態

⚠️ およそ**7分に1件**の割合で、自転車事故が発生しています！

2023年には、自転車乗用中の交通事故が72,339件発生。



⚠️ **加害者になってしまうと、高額な賠償金が生じることがあります。**

自転車による事故では被害者になることもあれば、加害者になることもあります。

もし加害者になった場合は損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることもあります。

【自転車での加害事故例】

賠償額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)

※賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

(日本損害保険協会調べ)

➡️ **大阪府では自転車保険の加入が義務化**

【保険期間：1年、団体割引：20%、損害率による割引：5%】※ご加入口数は1口のみです。

タイプ	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ
保険料(月額)	<b>670円</b>	<b>500円</b>	<b>340円</b>
被保険者ご自身の補償 (本人型交通事故傷害) (危険のみ補償特約)	死亡・後遺障害保険金額	260万円	260万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	3,000円	3,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	2,000円	2,000円
相手方への補償 (家族型個人賠償責任補償)*2*3	国内1億円・国外1億円 (国内のみ示談交渉付き)		×
弁護士費用等の補償 (家族型弁護士費用等補償)*2*3	300万円	×	×

- \*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
  - \*2 ご本人(ご自身)\*4、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居のご親族、ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様を対象となります。ご本人が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。また、保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
  - \*3 ご本人またはご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
  - \*4 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- 【「保険の対象となる方(被保険者)」に関する用語の解説】
- (1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)。①婚姻意思\*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
  - (2) 親 族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
  - (3) 未 婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。
  - \*5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

### ご加入内容をご確認ください

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)(P.6)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

# 自転車向けプラン

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

## ご自身のケガ(被保険者ご自身の補償)

自身のケガ

Sタイプ

Aタイプ

Bタイプ

国内外での交通事故等\*1により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

\*1 交通事故等の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



電動キックボード  
搭乗中等のケガも  
補償対象です。

## 自転車運転中以外も補償されます

駅のホームで転んだとき



道を歩いていて  
自動車とぶつかったとき



## 相手方への補償(個人賠償責任補償)

賠償責任

Sタイプ

Aタイプ

- ①他人にケガをさせてしまう
- ②他人の物を壊してしまう

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



## 自転車運転中以外も補償されます

飼い犬が他人にかみついたりケガをさせてしまったとき



学校や友人の物を壊してしまったとき



学校から貸与されているタブレットを落として壊してしまった

## 弁護士費用等の補償

Sタイプ

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば…  
・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。  
・電車内で痴漢\*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。  
・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になったのどのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

\*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。 \*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。  
\*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。



歩行中に自転車にぶつけられてしまった



電車内で痴漢に遭った



ストーカー被害を受けている



SNSで誹謗中傷を受けている



子どもがいじめにより不登校になった

## 「いずみ市民生協の団体ケガ保険」(団体総合生活保険)に関するご案内

保険の対象となる方(被保険者)	●大阪いずみ市民生活協同組合の組合員および組合員の配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、同居の親族
加入者票の送付について	加入者票は加入依頼書が代理店到着後、約3週間程でご加入者ご住所へ郵送いたします。
契約は毎年更新	この保険の保険期間は2025年6月1日午後4時から2026年6月1日午後4時までです。保険期間の途中でご加入いただいた場合も、2026年6月1日午後4時までが補償期間となります。現在ご加入の方につきましては、表紙記載の2025年6月1日補償開始の締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
生協を脱退される場合	大阪いずみ市民生活協同組合を脱退、または、当生協の管轄エリア外へ転居等された場合、契約を継続いただけません。
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
その他	●初回保険料が振替不能の場合、その翌月に初回と翌月分をあわせて2か月分を振替ます。(2か月分の振替ができなかった場合、ご契約を継続するためにはその翌月末までに年間保険料全額の払込みが必要となります。継続を希望される場合は代理店までご連絡ください。払込みがない場合、お申込みは不成立となります。) ●2回目以降の保険料が振替不能の場合、その翌月に翌月分とあわせて2か月分を振替ます。(2か月分の振替ができなかった場合、ご契約を継続するためにはその翌月末までに年間保険料のうち未払込保険料全額の払込みが必要となります。継続を希望される場合は代理店までご連絡ください。払込みがない場合、最終保険料引落月の翌月末で補償期間終了となります。) ●複数種目加入の方については、組合員番号ごとの合算請求となりますので、全種目が失効となります。

令和8年4月5日まで使用可

大阪いずみ市民生活協同組合 御中

# いずみ市民生協の団体ケガ保険 自転車向けプラン

(団体総合生活保険 加入依頼書)

024  
原票種類 D002

太枠内の項目をもしもご記入ください。

※加入申込時、生協への口座登録をされていない方は、口座登録が必要です。

018 組合員番号	生協への 口座登録	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	019 加入区分	1	027 営業店	3929	大阪公務課		
001 ご記入日 (加入依頼日)	令和 (必ずご記入ください)	年 月 日	002 加入者 保険期間	令和	年 月 日	~令和8年6月1日	028 代理店	1 8 1 8	いずみ市民生協
010 電話番号	-		013 生年月日		(大正)T (昭和)1 (平成)2	年 月 日	029 契約者(団体)	HQ874	いずみ市民生協
A04 カナ	-		014 性別		男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	1 2	下記内容確認項目①~④を確認しました。		
003 〒	-		013 生年月日		(大正)T (昭和)1 (平成)2	年 月 日	ご確認のうえ、 O印をつけてください。 <input type="radio"/> はい		
W06 W07 漢字	-		013 生年月日		(大正)T (昭和)1 (平成)2	年 月 日	ご確認のうえ、 O印をつけてください。 <input type="radio"/> はい		
A08 カナ	-		013 生年月日		(大正)T (昭和)1 (平成)2	年 月 日	ご確認のうえ、 O印をつけてください。 <input type="radio"/> はい		
W09 漢字	-		013 生年月日		(大正)T (昭和)1 (平成)2	年 月 日	ご確認のうえ、 O印をつけてください。 <input type="radio"/> はい		

**加入内容確認項目**

①補償内容(交通事故傷害のみ補償対象であることなど)、保険期間、保険料をご確認いただきましたか?(P. 1~2)  
 ②保険金をお支払いできない場合があることをご確認いただきましたか?(裏表紙)  
 ③重要事項説明書をご確認いただきましたか?(P. 4~6)  
 ④生協を脱退、または、当生協の管轄エリア外へ転居等された場合、契約を継続できないことをご確認いただきましたか?(P. 2)

**ご加入時の同意内容について**

私と被保険者(※1)全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。(※1)保険の対象となる方をいいます。  
 ①私が契約者である団体の構成員であること、②重要事項説明書の内容、③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容、④重要事項説明書内の「個人情報」の取扱いに関するご案内の内容

保険の対象となる方は、下記「保険の対象となる方(被保険者)」欄に記載いただいた方です。

保険の対象となる方(被保険者)①	110 ご加入者 ご住所と 同じ	S11 S12 カナ	113 〒	-	加入タイプ保険料 (月額)			141	670円	500円	340円
	異なる 場合の み右欄 に記入	E14 E15 漢字	-					S	A	B	
		S04 カナ	106 生年月日	(大正)T (昭和)1 (平成)2 (令和)3	年 月 日	108 加入者から みた続柄 2桁コード (右記表①ご参照)					
	103 ご加入者 と同じ	E05 漢字	107 性別	男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	1 2	項目			コード	内容	
★他の保険 109 契約等※	あり の場合	被保険者氏名		保険会社・共済会社	保険種類	満期日 (補償の終了する日)	保険金額・支払限度額 (ご契約金額 単位:万円)				

※他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

保険の対象となる方(被保険者)②	110 ご加入者 ご住所と 同じ	S11 S12 カナ	113 〒	-	加入タイプ保険料 (月額)			141	670円	500円	340円
	異なる 場合の み右欄 に記入	E14 E15 漢字	-					S	A	B	
		S04 カナ	106 生年月日	(大正)T (昭和)1 (平成)2 (令和)3	年 月 日	108 加入者から みた続柄 2桁コード (右記表①ご参照)					
	103 ご加入者 と同じ	E05 漢字	107 性別	男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	1 2	項目			コード	内容	
★他の保険 109 契約等※	あり の場合	被保険者氏名		保険会社・共済会社	保険種類	満期日 (補償の終了する日)	保険金額・支払限度額 (ご契約金額 単位:万円)				

※他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

使用 欄協	申込書受付日	事業所コード	事業所名	受付担当者	部 数
	年 月 日				/

今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方は、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出)は不要です。(自動更新になります。)変更をご希望の場合はお問い合わせ先までご連絡ください。



\* この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

## 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

## 3 保険金受取人

### 【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申ください。  
\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

## 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

#### 【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、【I-1 告知義務】をご参照ください。

#### 【その他ご連絡いただきたい事項】

##### ●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

##### 【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただきました場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

## 2 解約される時

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

\*1 解約日以降に請求することがあります。  
\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

## 3 保険の対象となる方からのお申し出による解約

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申し出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

## 4 満期を迎える時

### 【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただきますことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

### 【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

### 【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はご更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時時点のご加入内容にて更新されます。

## Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取り扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を

提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報等、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)\*をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

## 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効となります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することがあります。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

## 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。  
\*ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## 4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

## 5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

## 6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいないう場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)\*のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。  
\*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金をご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
  - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
  - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
  2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
  3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
  - 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
  - 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
    1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
    2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
    3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

**東京海上日動火災保険株式会社**

保険の内容に関するご意見・ご相談等は「パンフレット等記載のくお問い合わせ先」にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

**0570-022808** <通話料有料> 受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時  
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。(土・日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

**東京海上日動のホームページのご案内**  
www.tokiomarine-nichido.co.jp

**事故受付センター(東京海上日動安心110番)**

**0120-720-110** 受付時間: 24時間365日

サービスのご案内

**「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。**

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

**メディカルアシスト** 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間\*1 **0120-708-110**  
:24時間 365日

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。\*2 正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初「186」をダイヤルしてからおかけください。

- 緊急医療相談  
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。
- 医療機関案内  
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、最先での専科の医療機関等をご案内します。
- 予約制専門医相談  
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。
- がん専用相談窓口  
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応じます。
- 転院・患者移送手配\*2  
転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配一切を承ります。

**デイリーサポート** 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: 法律相談: 午前10時~午後6時  
いづれも 税務相談: 午後2時~午後4時  
土日祝日、社会保険に関する相談: 午前10時~午後6時  
年末年始を除く 暮らしの情報提供: 午前10時~午後4時

**0120-285-110**

- 法律・税務相談  
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応じます。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html ※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- 社会保険に関する相談  
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。\*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- 暮らしの情報提供  
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

**介護アシスト** 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: 電話介護相談: 午前9時~午後5時  
いづれも 各種サービス優待紹介: 午前9時~午後5時  
土日祝日、年末年始を除く **0120-428-834**

- 電話介護相談  
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応じます。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
- インターネット介護情報サービス  
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

- 各種サービス優待紹介\*2  
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3 ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
- \*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。
- \*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

**いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル** 自動セット 【対象となる補償】弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。\*本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。\*職務遂行に関する精神的苦痛および職能における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。\*いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決の支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

●いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス  
いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。\*弁護士とのスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。【対象となる相談内容】以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。  
・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーキング行為・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間: いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス: 午前10時~午後6時  
いづれも 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス: 午前7時30分~午前9時30分/午後5時~午後10時  
土日祝日、年末年始を除く **0120-300-575** **0120-106-670**

●痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス  
痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。\*いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。\*ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)\*と、サービス対象者からの直接の相談に限りです。一部地域ではご利用いただけません。\*各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。\*メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

**ご加入内容確認事項(意向確認事項)**

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。  
保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額(自己負担額) 保険期間 保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項につき、以下の内容をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に誤り、現在のご加入内容について誤りがありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

確認事項 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?  
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。  
\*1例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

当生協では、共済と保険を取り扱っています。この商品は保険です。

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【傷害補償】

【交通事故傷害危険のみ補償特約セット】

「交通事故等」\*1により、保険の対象となる方がケガ\*2をした場合に保険金をお支払いします。
\*1 交通事故等とは以下のものをいいます。
\*2 ケガとは、「急激かつ偶然な外来の事故」により被ったものをいいます。
\*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます。
保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

Table with 2 main columns: '傷害補償基本特約' and '保険金をお支払いする主な場合' vs '保険金をお支払いしない主な場合'. Rows include: 死亡保険金, 後遺障害保険金, 入院保険金, 手術保険金, 通院保険金.

【賠償責任に関する補償】

Table with 2 main columns: '賠償責任に関する補償' and '保険金をお支払いする主な場合' vs '保険金をお支払いしない主な場合'. Rows include: 個人賠償責任補償特約, 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等).

Table with 2 main columns: '賠償責任に関する補償' and '保険金をお支払いする主な場合' vs '保険金をお支払いしない主な場合'. Rows include: 個人賠償責任補償特約, 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等).